

財団法人 北陸保健衛生研究所寄附行為

- 改正 31. 5.21 常務理事設置
- 改正 46. 4.23 所在地変更
- 改正 47. 8. 1 所在地表示変更
- 改正 48. 7. 1 名称変更
- 改正 53.12.25 第 1 条変更
- 改正 2.10.16 所在地変更
- 改正 4.10. 1 名称変更
- 改正 6. 7.30 理事長代理及び
副理事長設置
- 改正 8. 7. 1 理事及び監事の
定数変更、理事長
代理の削除
- 改正 15. 4. 3 所在地変更

第 1 章 目 的

第 1 条 本財団は予防及び治療薬品の製造並に検査（臨床検査、衛生公害、大気、水質、飲料水、食品）等をなし、併せて予防医学に関する研究を行い、国民衛生の改善進歩を図ることを以て目的とする。

第 2 章 名称及び事務所

第 2 条 本財団は財団法人北陸保健衛生研究所と称し、事務所を金沢市太陽が丘三丁目 1 番 2 に置く。

第 3 章 財産及び会計

第 3 条 本財団資産中次に掲げるものは之を基本財産として維持する。

1. 設立者の寄附にかかる石川県 3 千円、富山県 2 千円、福井県 2 千円、合計 7 千円
2. 理事会の決議により基本財産に繰入れたもの
3. 基本財産として指定された寄附金

前項基本財産の管理及び処分は理事会の議決並に監事の承認を経て之を定める。

第 4 条 本財団の経営は次に掲げるものを以て支弁する。

1. 基本財産より生ずる収入
2. 寄附金
3. 事業収入
4. その他の収入

第 5 条 本財団の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終る。

第 6 条 本財団の予算は年度開始前理事会の議決を経て之を定める。

第7条 本財団の決算は年度終了後4ヶ月以内に理事会の認定を経た上監事の承認を要するものとする。

第8条 毎年度決算の結果剰余金があるときは翌年度の経費に繰入れするものとする。
但し必要のあるときは理事会の議決を経て其の一部又は全部を基本金に繰入れることができる。

第 4 章 役 員

第9条 本財団に次の役員を置く。

理事長 1名

副理事長 1名

専務理事 1名

常務理事 1名

所長 1名

理事 10名以内

(理事長、副理事長、専務理事、常務理事及び所長を含む。)

監事 2名以内

第10条 理事は本財団の出資者又はその代表者及び本財団に功労ある者の内より理事長之を推薦し、理事会の承認を要するものとする。

理事長、副理事長、専務理事、常務理事及び所長は理事の互選によって定める。

監事は出資者又はその代表者の内より選出する。

第11条 本財団の業務を掌握するため理事会を組織する。

第12条 理事長は本財団を代表し理事会の定めるところにより事務を統理する。

2 副理事長は、常務を総括し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長の職務を代行する。

第13条 専務理事及び常務理事は理事長の指揮を受け常務を処理する。

第14条 所長は予防並に治療薬品の製造検査及び研究を主宰し之に伴う事務を掌握する。

第15条 監事は民法第59条に規定する職務を執行する。

第16条 理事、監事の任期は満3年とする。但し重任を妨げない。補欠者の任期はその前任者の残任期間とする。

第 5 章 理 事 会

第17条 理事会は必要に応じ理事長之を召集する。

理事の半数以上より理事会招集の請求があったときは理事長は之を招集しなければならない。

監事は理事会に出席して意見を述べることができる。

第18条 理事会を招集するときは会議の目的の事項を記載し理事に対してその7日以前に通知しなければならない。

第19条 理事会の議長は理事長が之に当たる。

第20条 理事会の職務権限は次の通りである。

1. 寄付行為を変更し又は規定を定めること。
2. 資産の管理処分及び取得に関すること。
3. 事業の新設又は廃止に関すること。
4. 才入才出予算を定めること。
5. 決算を認定すること。
6. その他本財団運営に関する重大な事項

第 21 条 理事会は理事半数以上が出席しなければ之を開くことができない。

理事は代理人を以て其の議決権を行うことができる。

但し代理人は本財団理事の職にあるものに限る。

第 22 条 理事会の議事は出席者の過半数を以てこれを決する。

可否同数の場合は議長の決するところによる。

第 6 章 補 則

第 23 条 本寄附行為は理事会の議決を得た上監督官庁の認可を受けねば之を変更することができない。

第 24 条 本財団は法定の原因による外理事全員中 3 分の 2 以上の同意がなければ解散できない。解散の場合に於ける本財団に所属の財産は理事会の議決及び監事の承認を経た上主務官庁の許可を得て之を処分する。

第 25 条 本財団に顧問若干名を置くことができる。顧問は理事長之を委嘱する。

第 26 条 本寄附行為は昭和 24 年 10 月 26 日より施行する。